

白山市監査公表第2号

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定により実施した監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を別紙のとおり公表します。

令和6年1月30日

白山市監査委員 北 田 幸 光

白山市監査委員 西 川 寿 夫

随時監査結果報告書

1 白山市監査基準への準拠

白山市監査基準に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項に基づく随時監査

3 監査の対象

対象部署	対象範囲
学校教育課	令和5年10月中に執行された所掌事務事業のうち、同月分の例月現金出納検査を通じて監査の必要があると認めたもの

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行について、その事務が関係法令にのっとり、適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施した。

<主な監査項目>

- (1) 財務に関する事務の執行状況
- (2) 契約に関する事務の執行状況
- (3) その他必要と認める事項

5 監査の主な実施内容

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

6 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 監査委員事務局
- (2) 実施日程 令和5年11月6日から令和6年1月25日まで

7 監査の結果

財務に関する事務等については、次のとおり改善を必要とする事項があったので、内容を十分把握して適切な措置を講じられたい。

なお、公表すべき事項には至らなかったが、改善を必要とする事項及び監査に際して見受けられた事務処理上注意すべき軽微な事項については、当事者に対して改善又は検討を促したので、記述を省略した。

(1) 契約に関する事務

[指摘]

随意契約の運用について、再三注意を促してきたところであったが、適切とは言いがたい状況が見受けられた。

契約事務に当たっては、関係法令等を遵守することはもとより、前例踏襲に留まることなく、時勢の変化を捉えた上で業務を検証する姿勢や、客観的公平性の確保にも十分に意を払い、事務の改善を図られたい。